

相談支援現任研修受講要件免除経過措置は令和6年度が最終年度！

相談支援従事者現任・初任者研修受講を希望される方へ
相談支援事業所の皆様へ

皆さん既にご存じのように、令和2年度から相談支援従事者研修について新制度が始まっています。

経過措置として設けられた現任研修受講要件免除については、令和6年度が最終年度となっています。再度、国の告示を確認し、各事業所で必要な措置をお取りください。

新制度の現任研修受講要件

①現任研修受講開始日（令和6年度は令和6年4月22日）前5年間のうちに2年以上相談支援の業務に従事していた者。

又は

②現に相談支援の業務に従事している者。

ただし、初任者研修修了後初めての現任研修受講の場合は①が必須となる。

※「相談支援等の業務」とは「指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における相談支援の業務」をいう。

※「2年以上相談支援の業務に従事」とは「相談支援等の業務に従事した期間が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が360日以上あること」をいう。

場合によっては受講できない！？

新制度の現任研修受講要件は、上に示したとおりです。令和7年度からは全の方が該当します。

前回研修修了後から受講まで相談支援業務に従事している方は問題ありませんが、法人内の異動で部署が変わった方、相談業務に従事したことがない方や転職された方は要件に特にご注

令和7年度以降の現任研修受講は要件に注意！

相談支援事業所を持つ法人は資格失効がないように配置に配慮を

【経過措置】

令和元年度に初任者研修・現任研修・主任研修を修了し、令和6年度がその後初めての現任研修受講の方は、受講要件が免除されます。

意ください。要件を満たさないと受講ができず相談支援専門員の資格を失効してしまいます。

また、令和6年度に現任研修受講希望の方でも経過措置の対象でない方は、要件を満たす必要があるのでご注意ください。

要件に満たない可能性がある方は、所属する部署に相談するなど、対応をご検討ください。

初任研修も計画的に

また、「法人内で異動があるかも」と初任者研修を受講希望される方についても、初任者研修修了後初めての現任研修受講は、初任修了年度翌年度から5年間のうちに2年以上の相談支援業務従事という要件を満たす必要があります。

相談支援業務に従事する予定がない方は、失効しないように計画的な受講をお勧めします。

最終更新年度よりも早めの受講を！

ゆとりをもって申請

現任研修に関しては、更新最終年度に何らかの事情で受講できず失効するケースがあります。ゆとりをもって更新最終年度よりも早めの受講をお勧めします。

ただし、更新最終年度の方を優先して受講決定することから、早めの申請でも必ずしも受講できるとは限りませんので、ご了承ください。

令和6年度相談支援従事者研修予定

現任研修

申請期間：令和6年3月14日～令和6年3月27日
開講期間：令和6年4月22日～令和6年8月21日

初任者研修

申請期間：令和6年8月15日～令和6年8月28日
開講期間：令和6年9月26日～令和7年1月20日

厚労省告示第87号（令和3年）「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭府長官及び厚生労働大臣が定めるもの」（抜粋）
(略)

二(略)相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）（略）

四 令和二年四月一日以前五年間において相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前にこれらの研修の受講を開始し同日以後に修了したものを含む。）は、同日からこれらの研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受講対象者に該当しない場合であっても、相談支援従事者現任研修受講対象者とみなす。
(略)